

広報 りくぜんたかた

12

お知らせ版

No.1203

令和8年度償却資産の申告について

SDGs GOAL 8 働きがいも 経済成長も

事業を行っている人は、毎年1月1日現在において市内に所有している償却資産（①構築物②機械および装置③船舶④航空機⑤車両および運搬具⑥工具・器具および備品）を市に申告することが法律で定められています。

前年度に償却資産を申告した人には、「令和8年度償却資産申告書」を送付しますので、必要事項を記入して、市役所税務課資産税係まで提出をお願いします。また、令和7年中に新たに償却資産を取得した人も、「令和8年度償却資産申告書」の提出が必要となりますので、お問い合わせください。

申告書の送付日：12月下旬に送付予定

申告書の提出期限：令和8年2月2日(月) ※郵送の場合は必着

業種別の主な申告対象資産

業種	課税対象となる主な償却資産の例
共通	駐車場設備、パソコン、エアコン、レジスター、応接セット、内装、看板など
飲食店	接客用家具、厨房機器、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄機など
理容・美容業	理容・美容イス、洗面設備、サインポール、パーマ機、消毒機器など
医(歯科)業	医療機器など
不動産貸付業	屋外電気設備、ブロック塀、フェンス、駐輪場、ごみ置き場など
工場	溶接機、プレス機、金型、切削工具、ボール盤など
農業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、農業用器具など
漁業	漁船、漁網、魚探、船外機、無線機、網揚機、レーダーなど
売電業	太陽光発電設備、フェンスなど

次のような場合は、税務課までご連絡ください

- ・家屋を取り壊したときや、床面積10m²以下の小規模な家屋(車庫、物置、サンルームなど)を新築または増改築したとき
- ・住民票の住所と実際に住んでいる住所が違う場合や市外で転居した場合など、納税通知書の宛先に変更があったとき
- ・店舗を住宅に改装するなど、家屋の用途に変更があったとき
- ・土地の利用状況に変更があったとき



問い合わせ先

市役所税務課資産税係(内線116・117)